

農協改革における准組合員制度の論点

常務取締役 斉藤由理子

1 准組合員をめぐる2つの論点

農協の准組合員制度の論点として、従来より提起されてきたものは、大きく次の2つであろう。

第1に、日本の農協は「農業者の協同組織」であるとして、農業者ではない准組合員は、この農業者の協同組織の組合員としては、矛盾した存在ということである。

第2に、准組合員には、議決権や選挙権などが認められていないため、協同組合原則にかなっていないという点である。「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」の第2原則では、「(前略)組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。(中略)単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。(後略)」としている。

2 農協改革における論点

今回の農協改革で問題になっているのは、第1の点である。規制改革会議の答申には准組合員数が正組合員数を上回っていることや信用事業の拡大により、農業者の協同組織としての性格が変わっているのではないかという懸念も書かれているが、以下の首相の答弁をみれば、准組合員へのサービスによって正組合員へのサービスがおろそかにならないように、准組合員の事業利用規制を検討することが明らかになっている。

2015年5月14日の衆議院本会議で、安倍首相は「農協はあくまで農業者の協同組織であ

り、准組合員へのサービスのため、正組合員である農業者へのサービスがおろそかになってはなりません。一方で、農協は、過疎化、高齢化等が進行する農村社会において、實際上、地域のインフラとしての側面を持っているのも事実です。こうしたことを踏まえ、今回の法案では、准組合員の利用規制について、5年間、正組合員と准組合員ごとの利用量や地域におけるサービスの状況を把握し、今回の農協改革の成果も見きわめた上で、結論を得ることとしたものであります。」と答弁を行っている。

3 准組合員へのサービスにより、正組合員である農業者へのサービスはおろそかになるか

准組合員へのサービス提供により正組合員へのサービス提供がおろそかになると考えられるのはどのような場合か。そのルートは次の2つであろう。

第1のルートは、准組合員へのサービスにより多くのまたは質の高い資源(ひと・もの・かね)を配分し、その結果、農業者向けの事業への資源配分との格差が生じる場合である。

しかし、多くの農協では、総合事業トータルで利益を出すなかで、部門別損益では営農指導や農業関連事業の赤字を金融・共済事業の黒字で補うことが続いている。赤字を縮小する努力はむろん必要だが、農業経営の低収益性等からやむをえない面もある営農・農業

関連の赤字を、准組合員も利用する他事業の黒字が補うことで、営農・農業関連事業に対して、その生産性や収益に見合う以上の資源が投入されてきたといえる。

第2のルートは、組合員が利用する施設や事業量には上限があって、准組合員が利用することで、農業者である正組合員が利用できなくなる場合である。

貯金や貸出、共済などでは考えにくいですが、特に葬祭場、病院、介護施設などの生活関連施設、集出荷施設や倉庫などの農業関連の共同利用施設には、一定期間に利用可能な事業量には明確な上限があるだろう。しかし、事業量が拡大し収益が増加することが見込めれば、准組合員の利用を制限するのではなく、事業量に見合う施設や担当者を備えて、規模の経済によりサービスの向上や価格引下げをはかることが正組合員にとっても望ましいし、現実に行われていることであろう。行政の農協等への「総合的な監督指針」(15年3月最終改正)も、准組合員について「事業運営の安定化を図り、正組合員へのサービスを確保・向上する上でも、事業分量を増大することが望ましい^(注)」としている。

4 農業者へのサービス向上のために

前述のとおり、現段階でも准組合員の利用は、正組合員の利用を妨げておらず、むしろ農業者へのサービス向上につながっている。このことを踏まえたうえで、准組合員の事業利用を前提として、農業者へのサービスを一

層向上させるためにはどのようなことが考えられるか。

前述の第1のルートへの対応策としては、JAグループの自己改革にもある信用・共済事業の事務負担軽減等も含めた、農業者向けの事業力の強化がまずあげられる。

第2のルートに関連しては、准組合員が、消費者として農産物の地産地消を行う、あるいは様々な形で農作業を行うなど地域農業に積極的に関わることが、農業者にプラスの効果をもたらすと考えられる。農産物直売所の施設の規模は限定されていても、消費者の需要が増え、それに見合う供給ができれば、農業者の売上増加につながる。

また、単に農産物の購入にとどまらず、准組合員が地域農業や地域の農産物をより深く理解することや、消費者としてのニーズを直接農業者に伝えることで、地産地消は持続的なものとなるだろう。農協本体も作業受託などの支援を農業者に行っているが、農業に興味を持つ准組合員が、直接農家で農作業を手伝うことや、また、耕作放棄地に農協が貸農園や農業体験が可能な農場を作り、そこで准組合員が様々な形で農作業に関わることも可能である。こうした形で、准組合員は農業者、そして地域農業を応援することができる。

農協は職員が一方向的にサービスを提供するだけの機関ではない。協同組合の本質は、組合員の相互扶助であり、この組合員には正組合員も准組合員も含まれている。地域農業の振興に、正組合員、准組合員、職員がともに取り組むことが、農協の望ましい姿だと思う。

(さいとう ゆりこ)

(注)石田正昭「農協法改正案を検証する 准組の利用権を侵害」(日本農業新聞、2015年4月20日)で指摘されている。